本号で公布された法令のあらまし

◇犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（法律第一一七号）（警察庁）

1　疑わしい取引の届出に関する判断の方法に関する規定の整備

㈠　特定事業者（司法書士等を除く。）は、特定業務に係る取引について、当該取引に係る取引時確認の結果、当該取引の態様その他の事情及び㈡に規定する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、かつ、主務省令で定める項目に従って当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法その他の主務省令で定める方法により、疑わしい取引であるかどうかを判断しなければならないこととした。（第八条第二項関係）

㈡　国家公安委員会は、毎年、犯罪による収益の移転に係る手口その他の犯罪による収益の移転の状況に関する調査及び分析を行った上で、特定事業者その他の事業者が行う取引の種別ごとに、当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の当該調査及び分析の結果を記載した犯罪収益移転危険度調査書を作成し、これを公表することとした。（第三条第三項関係）

2　外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認義務に関する規定の整備

特定事業者（業として為替取引を行うものに限る。）は、外国所在為替取引業者との間で、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するに際しては、当該外国所在為替取引業者が取引時確認等に相当する措置を的確に行うために必要な体制を整備していること等を確認しなければならないこととした。（第九条関係）

3　特定事業者の体制整備等の努力義務の拡充

特定事業者が講ずるように努めなければならない措置として、次に掲げる措置を追加することとした。（第一一条関係）

㈠　取引時確認等の措置の実施に関する規程の作成

㈡　取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な監査その他の業務を統括管理する者の選任

㈢　その他1㈡に規定する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して講ずべきものとして主務省令で定める措置

4　その他

その他所要の改正を行うこととした。

5　施行期日等

㈠　1㈠に係る経過措置を設けることとした。（附則第二条関係）

㈡　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、1㈡については、公布の日から施行することとした。

◇不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（法律第一一八号）（消費者庁）

1　課徴金制度の導入等

㈠　課徴金制度の導入（第八条関係）

(1)　自己の供給する商品又は役務の取引についてその商品又は役務の内容が実際のもの又は事実に相違して他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示（以下「優良誤認表示」という。）等について、内閣総理大臣は、当該優良誤認表示等を行った事業者に対し、当該行為（以下「課徴金対象行為」という。）に係る商品又は役務の売上額に一〇〇分の三を乗じた額の課徴金の納付を命じなければならないこととした。

(2)　内閣総理大臣は、(1)の命令（以下「課徴金納付命令」という。）に関し、事業者がした表示が優良誤認表示に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができることとし、当該事業者が当該資料を提出しないときは、当該事業者がした表示は優良誤認表示と推定することとした。

㈡　課徴金対象行為に該当する事実の報告による課徴金の額を減額する制度の導入（第九条関係）

(1)　㈠の場合において、内閣総理大臣は、当該事業者が課徴金対象行為に該当する事実を内閣総理大臣に報告したときは、その報告が当該課徴金対象行為についての調査があったことにより課徴金納付命令があるべきことを予知してされたものでない限り、課徴金の額を一〇〇分の五〇減額することとした。

㈢　返金措置の実施による課徴金の額を減額する等の制度の導入（第一〇条及び第一一条関係）

(1)　㈤(2)の通知を受けた者は、その対象期間において商品又は役務の取引を行った一般消費者であって特定されているものからの申出があった場合に、当該申出をした一般消費者の購入額の一〇〇分の三以上の金銭を交付する措置（以下「返金措置」という。）を実施しようとするときは、その実施しようとする返金措置の内容等に関する事項を記載した計画を作成し、これを内閣総理大臣に提出して、その認定（以下「認定」という。）を受けることができることとした。

(2)　内閣総理大臣は、認定をしたときは、(3)の期限までの間は、課徴金の納付を命じることができないこととした。

(3)　認定を受けた事業者は、当該認定後に実施された返金措置の結果について、(1)の計画の実施期間の経過後一週間以内に、内閣総理大臣に報告しなければならないこととした。

(4)　内閣総理大臣は、㈠(1)の場合において、(3)の報告に基づき、認定後に実施された返金措置が(1)の計画に適合して実施されたと認めるときは、当該返金措置で交付された金銭の額として計算した額を課徴金の額から減額することとした。

㈣　課徴金の納付義務等（第一二条関係）

(1)　課徴金納付命令を受けた者は、課徴金を納付しなければならないこととした。

(2)　課徴金対象行為をやめた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該課徴金対象行為に係る課徴金の納付を命ずることができないこととした。

㈤　課徴金納付命令に係る弁明の機会の付与のための手続等の整備（第一三条～第一五条及び第二五条関係）

(1)　内閣総理大臣は、課徴金納付命令をしようとするときは、その名宛人となるべき者に対し、弁明の機会を与えなければならないこととした。

(2)　内閣総理大臣は、弁明書の提出期限までに相当な期間をおいて、課徴金納付命令の名宛人となるべき者に対し、納付を命じようとする課徴金の額等を書面により通知しなければならないこととした。

(3)　課徴金納付命令その他の課徴金に係る処分については、一部を除き、行政手続法第三章の規定は適用しないこととした。

㈥　課徴金納付命令の執行のための手続等の整備（第一七条～第二〇条関係）

(1)　課徴金納付命令は、文書によって行い、納付すべき課徴金の額、納期限等を記載しなければならないこととした。

(2)　内閣総理大臣は、課徴金をその納期限までに納付しない者があるときは、督促状により期限を指定してその納付を督促しなければならないこととした。

(3)　(2)の督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、内閣総理大臣の命令で、課徴金納付命令を執行することとした。

(4)　課徴金納付命令の執行命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有することとし、その執行は、民事執行法等の規定に従ってすることとした。

(5)　課徴金納付命令に係る課徴金の請求権等は、過料の請求権とみなすこととした。

㈦　その他所要の規定の整備を行うこととした。

2　施行期日等

㈠　この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めることとした。（附則第二条～第七条関係）

㈡　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。